

## 「苓北町」が実施している医療費助成事業の新規受託について(お知らせ)

### 1 医療費助成事業の公費負担者番号

【子育て支援】 「80. 43. 135. 6」                      【重度心身障がい者】 「85. 43. 135. 1」

### 2 医療費助成事業の対象者

#### 【子育て支援】

満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの者

ただし、1 医療機関における月の一部負担金が 21,000 円以上は対象外（償還払い）とする

#### 【重度心身障がい者】

- ・ 満 1 歳以上
- ・ 身体障害者手帳 1 から 2 級の交付を受けている者
- ・ 療育手帳 A1 から A2 の交付を受けている者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者
- ・ 福祉手当受給資格に相当する者

### 3 自己負担額

#### 【子育て支援】

なし

#### 【重度心身障がい者】

- ・ 入院： 1 医療機関毎に月 2,040 円を上限
- ・ 外来： 1 医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月 1,020 円を上限

### 4 対象医療機関等

熊本県内の保険医療機関等

### 5 助成事業の受託開始時期

令和 6 年 6 月診療分から

### 6 その他

- (1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容（対象年齢、自己負担等）が異なりますので、窓口において受給者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
- (2) 医療費助成事業の新規受託に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう、必要に応じて変更等をお願いいたします。